

# 国民年金

編集 市民部市民生活課年金係 ☎57-3111 ①142・143



## 国民共通の基礎年金で将来の生活設計

### 年金制度改革は なぜ必要か

国民年金は、今年四月から公的年金制度の土台として国民に共通の基礎年金を支給し、長期的に安定した制度に改正されました。

いま、日本では諸外国に例をみない速さで高齢化社会へと進んでいます。これは世界に誇るような素晴らしいことですが、反面、老後の生活保障や安心して暮らしてゆけるように、同時に考えてゆかなければなりません。

そこで、国民年金制度は、今後ますます重要になってきました。この制度は、現役の世帯(保険料を負担する世帯)と老齢世帯(受給者)との社会的な助けあいの仕組みにより維持してゆかなければなりません。

ところが、わが国の年金制度は、その沿革や、対象者の職場の違いから種類・制度がいくつかに分かれており、その運用が将来不安定になってくる制度もでてきます。これらの公的年金制度は、国民

の老後の生活設計に今後ますます大きな影響を与えるものですから、長期的に安定した、国民全体が頼れる制度にしてゆかなければなりません。

今回の改正目的は、その基盤を整備することにあります。

### 国民年金に加入する 人の範囲が拡大

★国民年金に加入する人とは、旧法では、国民年金以外の公的年金制度に加入していない二十歳以上六十歳未満の人が国民年金に加入していました。

新法では、厚生年金保険や共済組合の組合員とその配偶者も二十歳以上六十歳未満の人はすべて加入することになりました。

#### ★国民年金の被保険者は

##### 第一号被保険者

日本国内に住所のある農業、自営業者、サラリーマンであっても厚生年金保険等に加入していない人で二十歳以上六十歳未満の人。

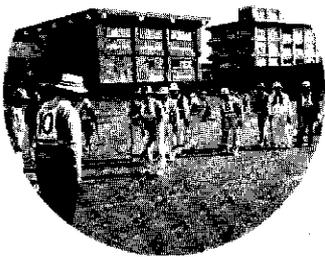
##### 第二号被保険者

厚生年金保険などの被用者年金制度に加入している人をいいます。つまり会社や役所、学校あるいは法人等に勤めているサラリーマンは自動的に厚生年金保険や共済組合に加入しますが、同時に国民年金にも加入します。

##### 第三号被保険者

厚生年金保険などの被用者年金制度に加入している人(第二号被保険者)に扶養されている配偶者で二十歳以上六十歳未満の人をいいます。同じ配偶者でも本人に所得があり主人の扶養になれない人の場合には第一号被保険者となります。

※第三号被保険者の加入には、市民生活課年金係に届け出の必要があります。



利用してください  
定例国民年金相談日

毎月15日

市民部市民生活課年金係  
☎57-3111 ①142・143

### 保険料の納付

※定額保険料

一カ月……七、一〇〇円

※付加保険料

一カ月……四〇〇円

納付方法はいろいろありますが、十日町市では、ほとんどの町内に国民年金委員(納付組織)があり、月末になると加入者の家へ訪問徴収をしていただいています。その他、預金口座からの「振替納付」も便利です。

納め忘れもなく、金融機関へ出向く必要もありません。手続きは預金口座のある金融機関の窓口でしてください。なお毎月の預金残高の確認をお忘れなく。

# 改正の基本目標は 三本の柱から



## 基礎年金は 三種類

基礎年金には、つぎの三種類があります。

- ① 老齢基礎年金
- ② 障害基礎年金
- ③ 遺族基礎年金

### 基礎年金とは

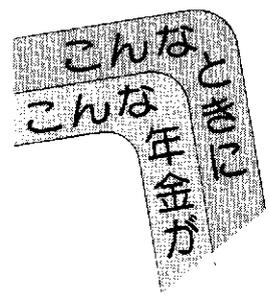
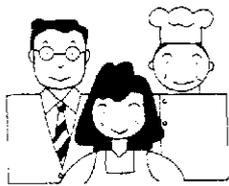
今までは自営業（商業や農業など）を営んでいる人は、みんなが国民年金に加入しなければなりません。

### II 受給額と保険料のバランスを

将来の年金受給額の水準を、現役で働いている人たちの所得や保険料負担とバランスがとれるようにしなければなりません。

### III 女性の年金権の確立

これまでサラリーマンの奥さんは、国民年金に任意加入でよかったのですが、今後は必ず加入しなければなりません。将来は全員が確実に基礎年金を受けられるようにするためののです。



## 老齢基礎年金

旧法では「老齢年金・通算老齢年金」と呼ばれていました。



新法が実施された昭和六十一年四月一日に、六十歳未満の人（大正十五年四月二日以後に生まれた人）が対象になります。保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて二十五年以上ある人が六十五歳になったときから受給できます。

年金額……年額六二二、八〇〇円（月額五一、九〇〇円）となります。ただし、この額は二十歳から六十歳までの四十年間すべて保険料を納めた場合です。この間いろいろ原因で納めた期間が四十年に不足するときは、不足期間に応じ、受けとる額が減額されます。

### 受給資格期間

国民年金制度が発足したのが昭和三十六年四月一日ですから、そのときすでに二十歳以上の人（昭和十六年四月一日以前に生れた人）は六十歳までに四十年間の加入期間を満たすことはできません。（表1）

また、当時三十一歳以上の人（昭和五年四月一日以前に生れた人）は、六十歳までに二十五年の資格期間を満たすことが困難な場合もありますので、期間短縮の特例があります。（表2）

（表1）加入可能年数

生年月日	加入可能年数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	25
昭和2 4 2 ~ 3 4 1	26
3 4 2 ~ 4 4 1	27
4 4 2 ~ 5 4 1	28
5 4 2 ~ 6 4 1	29
6 4 2 ~ 7 4 1	30
7 4 2 ~ 8 4 1	31
8 4 2 ~ 9 4 1	32
9 4 2 ~ 10 4 1	33
10 4 2 ~ 11 4 1	34
11 4 2 ~ 12 4 1	35
12 4 2 ~ 13 4 1	36
13 4 2 ~ 14 4 1	37
14 4 2 ~ 15 4 1	38
15 4 2 ~ 16 4 1	39
16 4 2 以後	40

（表2）受給資格期間短縮の特例

生年月日	期間
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
昭和2 4 2 ~ 3 4 1	22
3 4 2 ~ 4 4 1	23
4 4 2 ~ 5 4 1	24

### \* 老齢基礎年金額の計算式 \*

$$\frac{522,800 \text{円} \times (\text{納付済月数} - \text{免除月数})}{(\text{加入可能年数}) \times 12}$$

## 障害基礎年金

旧法では「障害年金・障害福祉年金」と呼ばれていました。



国民年金に加入している期間に病気やケガをして障害者になったときにこの障害基礎年金が受給できます。

ただし、初めて医師にかかったときまでに加入期間の三分の二以上は保険料を納めておくことが条件となっています。つまり滞納がないことが必要です。

年金額……障害基礎年金の額は加入期間に関係なく定額で、障害等級の一・二級の人が対象となります。（国で定めた障害認定基準で判定されます）

- 一級一年額 七七八、五〇〇円
- 二級一年額 六二二、八〇〇円

（一級該当者の受給額は二級の人の一・二五倍の額となります）

さらに加算額があります。条件として、その人に扶養されている十八歳未満の子または二十歳未満で一・二級の障害のある子がいるときは、つぎの額が本人の受給額に加算されます。（表3）

(表3) 子の加算額

加算対象の子	加算額
1人目・2人目(1人につき)	各 186,800円 (月額15,567円)
3人目以降(1人につき)	各 62,300円 (月額5,192円)

※20歳前にお医者さんにかかって障害者として診断され、その人が20歳になったときから障害基礎年金が支給されるようになります。

## 遺族基礎年金

旧法では「母子年金・遺児年金・遺族年金」と呼ばれていました。



この年金を受けられる人は、死亡した夫または父の収入で生活していたつぎの人が該当します。

①死亡した人の妻で、十八歳未満の子、または二十歳未満の障害のある子と生活している人。

②死亡した人の子で、十八歳未満または二十歳未満の障害のある子。

年金額……年額六二二、八〇〇円(月額五一、九〇〇円)に、子の人数により加算された額となります。

また、残された子に支給される額も六二二、八〇〇円ですが、やはり人数により加算されています。(表4)

(表4)

妻に支給される遺族基礎年金の額

	基本額	加算額	合計
子が1人のとき	622,800円	186,800円	809,600円
子が2人のとき	622,800円	373,600円	996,400円
子が3人のとき	622,800円	435,900円	1,058,700円

(注) 3人目以降は1人につき62,300円が加算されます

子に支給される遺族基礎年金の額

	基本額	加算額	合計	1人当たりの支給額
子が1人のとき	622,800円	—	622,800円	622,800円
子が2人のとき	622,800円	186,800円	809,600円	404,800円
子が3人のとき	622,800円	249,100円	871,900円	290,633円

(注) 3人目以降は1人につき62,300円が加算されます

いままでの遺族年金と新しい遺族年金のちがいを

※旧法……死亡した夫が国民年金に加入していたかどうかは関係なく、受給する妻自身が国民年金の加入者でなければ受けられませんでした。さらに一年以上保険料を納付しているか、免除の期間で満たされているかなどの条件が必要でした。

※新法では……夫が国民年金に加入している間に死亡した場合に支給されることになりました。ただし死亡した夫が加入期間の三分の二以上保険料を納めてあることが必要条件となります。さらに加入期間の長短には関係なく、加入直後に死亡したときでも該当することになりました。

## 国民年金の

### 独自給付

新制度に移行しても、国民年金の独自の給付として残るもの、つぎのようなものがあります。



### 付加年金

毎月の保険料のほかに月額四〇〇円の付加保険料(上のせしめて納める保険料)を納めた期間について、その半分の二〇〇円の額が老齢基礎年金を受けるときに加算されてきます。これは旧法では強制加入か任意加入かに関係なく納めたい人が自由に納めて、この付加年金を受けることができました。

※では、新制度からはどうなつてしょうか……  
自営業者など(第一号被保険者)だけに適用されることになり、厚生年金保険や共済組合等の加入者(第二号被保険者)には適用されないことになりました。このため昭和六十一年三月まで(旧法)任意加入をしていたサラリーマンの奥さんのほとんどは、新制度ではこの付加保険料を納めることができなくなりましたが、いままで納めていた月数分の付加保険料は受給するときに加算されてきます。

### 寡婦年金

旧法では、老齢年金を受給できる期間を満たしていた夫に扶養されていて、死亡したときまでに引きつづき十年以上の婚姻期間があった妻に、六十歳から六十五歳までの五年間支給されました。

※では、新制度からはどうなつてしょうか……  
新制度でも、第一号被保険者として保険料を納めた期間が、受給できる資格期間(二十五年以上)ある場合には、これまでと同じく妻にこの寡婦年金が支給されます。

### 死亡一時金

旧法では、夫が受給できるはずの老齢年金の二分の一でしたが、新制度では四分の三に引き上げられました。

(表5)

保険料を納めた期間	改正前	改正後
3年以上20年未満	23,000円	160,000円
20年以上25年未満	28,000円	
25年以上30年未満	36,000円	129,500円
30年以上35年未満	44,000円	160,000円
35年以上40年未満	52,000円	200,000円

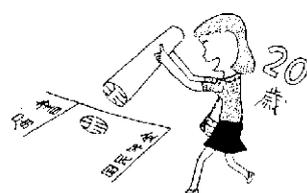
※付加年金を3年以上納めていた場合には、上記の金額に8,500円が加算されて支給されます。

(表5)

活していた妻、子供、父母、孫祖父母、兄弟姉妹に支給されてきました。

※では、新制度からはどうなつてしょうか……  
新制度でも、第一号被保険者として保険料を三年以上納めてきた人が、老齢基礎年金や障害基礎年金等を受けないまま死亡した場合に支給されます。一時金の額はつぎのとおりです。

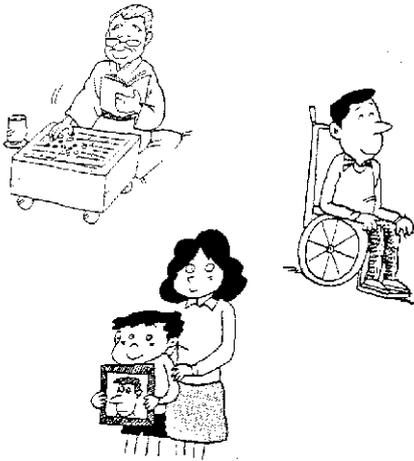
### 20歳になったら国民年金



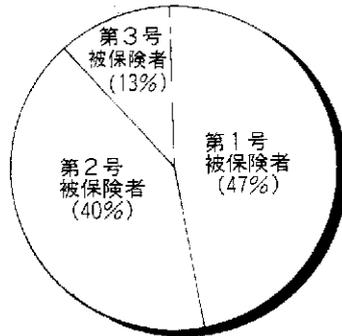
# グラフでみる 十日町市の

## 年金動態

昭和61年9月末現在

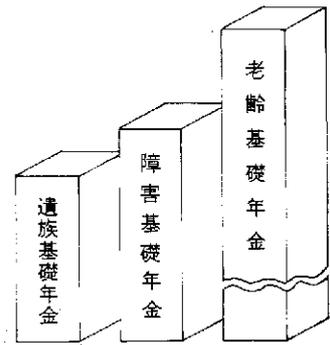


### 年金に加入している人



- 第1号被保険者(農業・自営業)  
男 5,136人  
女 4,965人  
計 10,101人
- 第2号被保険者(サラリーマン)  
男 5,188人  
女 3,473人  
計 8,661人
- 第3号被保険者(サラリーマンの奥さん)  
2,706人

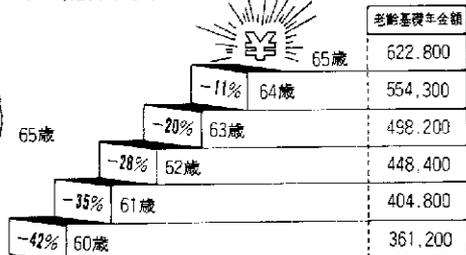
### 年金を受けている人



- 老齢基礎年金  
5,781人  
(年額 1,637,914千円)
- 障害基礎年金  
209人  
(年額 145,329千円)
- 遺族基礎年金  
106人  
(年額 71,240千円)

### 減額される割合と年金額

こんなに減額されます……



### 満額年金を受けよう

① 繰上げをした年金は減額されます。その減額は生涯つづきます。  
② 六十歳から六十五歳まで受ける、特別支給の老齢厚生年金(厚生年金に加入したことがある人は、その加入期間にみあった老齢厚生年金が支給されることになっていま

### 気をつけてください! 繰上げ請求をするとき

老齢基礎年金の支給開始は六十歳からです。ただし、本人が希望すれば、六十歳からでも繰上げて年金を受けることができます。しかし、この場合の年金額は大幅に減額されてしまいます。

### 国民年金の手続き はすみましたか



### サラリーマンの奥さん

今年四月一日から、新制度がスタートしましたが、会社や官庁等に勤めている人に扶養されている配偶者、つまり専業主婦の人は第三号被保険者となります。  
このような人たちは、いままではほとんど手続きをすませていたのですが、まだ一部の人が未届けで残っていると思われます。この届け出をすることによって、本人が保険料を納める必要もなく、またご主人の保険料が高くなることもありませんからご安心ください。  
むしろ届け出をしないといくと、将来年金が受けられなくなる場合があります。

す)が受けられなくなってしまう。す。  
③ 繰上げ請求をしてしまうと、請求の取消しは出来ません。  
④ 年金は、請求した月の翌月分から支給されます。(年四回に分け指定された口座に振込まれます)

### ご存じですか

保険料は  
税の控除対象に



★サラリーマンの人は十二月の所得税の年末調整のとき  
★農業・自営業等の人は二月十六日から三月十五日までの間に行う所得税確定申告のとき  
所得から控除される額は

- ① 毎月納付者  
定額 八四、一二〇円  
定付 八八、九二〇円
- ② 前納者(前年からの前納者)  
定額 八三、一四〇円  
定付 八七、八二〇円
- ③ 前納者(六十一年四月から)  
定額 一〇三、三六〇円  
定付 一〇九、二四〇円
- ④ 定付とは付加年金の加入者です。



ごくろうさまです。年金委員さん  
市内で二百二十六人の方にお願いしています。委員のみならずからは保険料の徴収のほかに、年金相談や各種連絡をさせていただいています。